

一般財団法人鳥羽市開発公社 定款

K-010-02

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人鳥羽市開発公社という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人の主たる事務所は、三重県鳥羽市に置く。

第2章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第 3 条 この法人は、鳥羽市の策定する総合計画に基づき、住宅、産業の立地等の整備促進及び産業の振興等を図り、市域内の振興並びに市民の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一. 公共用地の取得及び造成
- 二. 住宅用地、産業用地の取得及び造成
- 三. 観光、リゾート開発に関する事業
- 四. 公共の施設の管理運営
- 五. 産業の振興を図るための施設の整備、運営
- 六. 前各号の事業に附帯又は、関連する施設の整備分譲及び管理運営
- 七. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 財 産 及 び 会 計

(財産の構成)

第 5 条 この法人の目的である事業を行なうために不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経た上で、評議員会において承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会に提出し、第1号から第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- 一. 事業報告
 - 二. 事業報告の附属明細書
 - 三. 公益目的支出計画実施報告書
 - 四. 貸借対照表
 - 五. 正味財産増減計算書
 - 六. 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

- 3 定款については主たる事務所に備え置くものとする。
- 4 貸借対照表は定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第4章 評 議 員

(定 数)

第 9 条 この法人に、評議員6名以上8名以内を置く。

(選任及び解任)

第 10 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議により行う。

- 2 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任 期)

第 11 条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定員に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報 酬 等)

第 12 条 評議員には各事業年度の総額が100万円を超えない範囲で、報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により、別に定める。

第5章 評 議 員 会

(構 成)

第 13 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第 14 条 評議員会は、次の事項を決議する。

- 一. 評議員の選任及び解任並びに理事及び監事の選任及び解任
- 二. 理事及び監事並びに評議員の報酬等の額の決定
- 三. 事業計画書及び収支予算書の承認
- 四. 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書の承認
- 五. 定款の変更
- 六. 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- 七. 残余財産の帰属の決定
- 八. 基本財産の処分又は除外の承認
- 九. その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 15 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 16 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第 17 条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知をしなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議 長)

第 18 条 評議員会の議長は、出席した評議員の中から選任する。

(決 議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行なわなければならない。
 - 一. 監事の解任
 - 二. 定款の変更
 - 三. 基本財産の処分又は除外の承認
 - 四. その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

(決議の省略)

第 20 条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長並びに出席した評議員の中から選任した議事録署名人2名がこれに署名押印する。

第6章 役 員

(種類及び定数)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

- 一. 理事 6名以上10名以内
 - 二. 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち1名を副理事長とする。
 - 3 理事長及び副理事長以外の理事のうち1名を常務理事としておくことができる。
 - 4 第2項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する代表理事とし、理事会において選任された代表理事以外の理事1名をもって同法第197条で準用する同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(選 任 等)

第 23 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、常務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 この法人の理事のうち、いずれか1名とその親族その他特別の関係にあるものの合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務・権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 理事長及び副理事長は法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は理事会において決定されたこの法人の業務を執行する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐する。
- 5 常務理事は、理事会において別に定めるところにより業務を執行し、理事長、副理事長の補佐をする。

- 6 理事長、副理事長、常務理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

- 第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任 期)

- 第 26 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残存期間と同一とする。
 - 4 理事又は監事は、第22条第1項で定めた役員の定数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

- 第 27 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- 一. 心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないと認められるとき。
 - 二. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(報 酬 等)

- 第 28 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員及び特別な職務を執行した役員には評議員会において定める総額の範囲内で、報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第7章 理 事 会

(構 成)

- 第 29 条 この法人に理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第 30 条 理事会は、次の職務を行う。
- 一. この法人の業務執行の決定
 - 二. 理事の職務の執行の監督
 - 三. 理事長、副理事長、常務理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

- 第 31 条 理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 2 理事長は、理事会の開催日の5日前までに、理事及び監事の全員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、通知しなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

- 第 32 条 理事会の議長は、理事長とする。
- 2 理事長が欠けたとき又は事故あるときは、副理事長、又は、常務理事が理事会の議長となる。

(決 議)

- 第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

(決議の省略)

第 34 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第 35 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第6項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第8章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第10条についても適用する。

(解散)

第 38 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である成功の不能、その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金)

第 39 条 この法人は剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の処分)

第 40 条 この法人が、清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、国若しくは地方公共団体又は「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第9章 公 告

(公 告)

第 41 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所において掲示する方法により行う。

第10章 事 務 局

(設置等)

第 42 条 この法人に事務局を置く。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

第11章 補 則

(委 任)

第 43 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は木田久主一、副理事長は木下憲一、常務理事は奥村秀也とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

評議員

<u>中村 孝</u>	、	<u>上村和弘</u>
<u>齋藤陽二</u>	、	<u>齋藤清彦</u>
<u>細木正蔵</u>	、	<u>梅村 守</u>
<u>滋野 峻</u>	、	<u>西川 実</u>

2 改正 2014年 6月25日 改正 (平成26年 6月25日改正)

附 則

役員(理事)の定数を改正し、常務理事と業務執行理事の役割を分割する。

3 改正 2016年 3月30日 改正 (平成28年 3月30日改正)

附 則

理事会の議事録署名者を理事長から代表理事に改正する。